

名古屋市犬猫による迷惑防止対策研究会設置要綱

(設置)

第1条 犬猫による迷惑を防止するために必要な対策への助言・提言を得るため、名古屋市犬猫による迷惑防止対策研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 研究会は、犬猫による迷惑を防止するために必要な対策を調査・検討する。

(研究会の構成等)

第3条 研究会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等から健康福祉局長が依頼する。

(委員長及び副委員長)

第4条 研究会に、委員長及び副委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として研究会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条による依頼をした日から平成21年12月31日までとする。

(会議の開催)

第6条 研究会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 研究会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りではない。

(1) 非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、健康福祉局健康部食品衛生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月7日から施行する。